

火災予防条例の一部改正に伴う 令和8年3月1日施行

盛岡地区広域消防組合からのお知らせ

令和7年2月に大船渡市で発生した大規模林野火災では、多くの山林や住宅などが焼損して甚大な被害をもたらしました。

この火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的として、火災予防条例の一部改正を行い、令和8年3月1日から運用を開始します。

ポイント 【毎年1月1日から5月31日までの期間】

- ①「たき火」に該当する行為の届出が必要となります！
- ②「林野火災注意報」等が発令された場合、火の使用の制限が課せられます！

新 林野火災注意報

【毎年1月から5月までの期間】

お住まいの地域に『乾燥注意報』と『強風注意報』の両方が発表されたとき、『火の使用の制限』の『努力義務』が課せられることとなります。



火災警報

【年間を通しての期間】

これまでどおり、お住まいの地域の気象の状況が火災予防上危険であると認められるとき、『火の使用の制限』の『義務』が課せられることになっており、違反した者は30万円以下の罰金または拘留に処されます。

罰金

「火の使用の制限」とは

- 🔥 山林、原野などを焼却しない。
- 🔥 花火をしない。
- 🔥 屋外で火遊び・たき火をしない。
- 🔥 屋外では、ガソリンなどの火がつきやすい物や爆発のおそれがある物の近くで、たばこを吸わない。
- 🔥 山林、原野などで、火災の危険が高いとして管理者が指定した場所では、たばこを吸わない。
- 🔥 残り火（たばこの吸いがらを含む。）や取灰・火の粉を片付ける。
- 🔥 屋内で炎の出るものを使うときは、窓、出入口などを閉じてから使う。



※ 裏面もご確認ください。

注意報・警報発令時の広報

発令するときは、防災行政無線、消防車両等での巡回、消防本部公式SNSやホームページなどでお知らせする予定です。



追加 火災とまぎらわしい発煙等の届

これまで、年間を通して野焼きやせん定した枝などの野外焼却等を行う前には、管轄する消防署所に届け出ることとなっておりましたが、今後は、**1月から5月までの期間の「たき火」も届出の対象**として加わります。

※ 右の届出様式リンクQRコードから確認及びダウンロードができます。

なお、この届出は、焼却行為を認めるものではありません。廃棄物処理法により禁止されている焼却行為がありますので、ご注意ください。



火災とまぎらわしい発煙等の届出様式

届出が必要な「たき火」とは

屋外で火をたく行為で、炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合は、「たき火」に該当します。

※ 詳しくは、消防本部ホームページで「たき火に該当すると考えられるイメージ」を紹介しております。右の当消防本部ホームページリンクQRコードから確認することができます。



盛岡消防本部
解説ページ



※ 「たき火」のイラストイメージは一例です。

盛岡消防本部管内（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）では、過去にも大きな林野火災が発生しています。

その原因の多くは、人による火の取扱い不注意です。一人一人が火災予防の意識を持って取り組みましょう。



【この内容に関するご相談やお問い合わせは最寄りの消防署、消防分署へ】

盛岡中央消防署 ☎019(626)7302
葛巻分署 ☎0195(66)2709
岩手分署 ☎0195(62)6119
盛岡西消防署 ☎019(647)0119
雫石分署 ☎019(692)6119

盛岡南消防署 ☎019(637)0119
矢巾分署 ☎019(697)0119
八幡平消防署 ☎0195(76)2119
滝沢消防署 ☎019(687)5119
紫波消防署 ☎019(676)7119